

基本目標1 「男女が互いを尊重し認め合うまち」

市民の男女共同参画に対する意識は、男女平等に向けた法制度の整備や、国・自治体による様々な取り組みによって、少しずつ高まっています。

しかし、私たちの身のまわりには、人々の意識の中に長い時間かけて形づくられてきた社会的性別（^{※1}ジェンダー）に基づく差別や偏見、固定的な役割分担の考え方方が依然として残っています。そのために、私たちは、「男はこう、女はこうあるべき」といった男女のあり方を周囲から求められ、また、自分でもそうあらねばならないと思い込みがちです。このような考え方は、私たちに‘生きにくさ’を感じさせる状況を生み出しているだけではなく、男女が様々な分野に平等に参画する機会や、個性・能力を発揮する機会を妨げるなど、結果的に生き方の選択の幅を狭めてしまうこともあります。

さらに、ここ数年の間、「^{※2} ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「^{※3} セクシュアル・ハラスメント」など、男女間における様々な暴力の実態が表面化し、特に、女性の人権が尊重されているとは言い難い現状もあります。

これらの暴力は、被害者とその家族に重大な影響を及ぼすのはもちろんのこと、児童虐待やいじめの問題とも連鎖しており、社会全体で解決しなければならない重大な問題であるという共通認識が高まっています。

私たち一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が認められる男女共同参画社会を実現するため、家庭、職場、学校、地域など、市民生活のあらゆる場面やメディアを通じて意識啓発を図るとともに、暴力を許さない環境づくりに努めます。

※1 「ジェンダー」

「男はこう、女はこうあるべき」といった、社会的・文化的につくられた男女の性別役割や行動様式。

※2 「ドメスティック・バイオレンス」（Domestic Violence = DV）

配偶者や恋人など、親密な関係にある相手から、周期的に繰り返し振るわれる暴力。

※3 「セクシュアル・ハラスメント」

性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は不利益を与えること。

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

【現状と課題】

2006年（平成18年）に市が実施した「まちづくり市民アンケート」によると、「男女共同参画社会という言葉を知っているし、意味を理解している」と答えた人の割合は、42.0%となっています。

一方、「職場・学校での男女平等が図られていると思う」と答えた人の割合は、43.3%となっていますが、男女別にみると、男性の51.7%に対し、女性は、36.4%となっています。また、「地域での男女平等が図られていると思う」と答えた人の割合は、39.9%となっていますが、男女別にみると、男性の49.4%に対し、女性は31.8%と男女平等に対する男女の意識の違いが見受けられます。

このように「男女共同参画社会」という言葉の周知度は、未だ市民の半数に満たず、「男女平等」に対する意識も様々です。こうした現状を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動、意識づくりを推進していく必要があります。

図1 あなたは「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか（回答者数 1,506名）

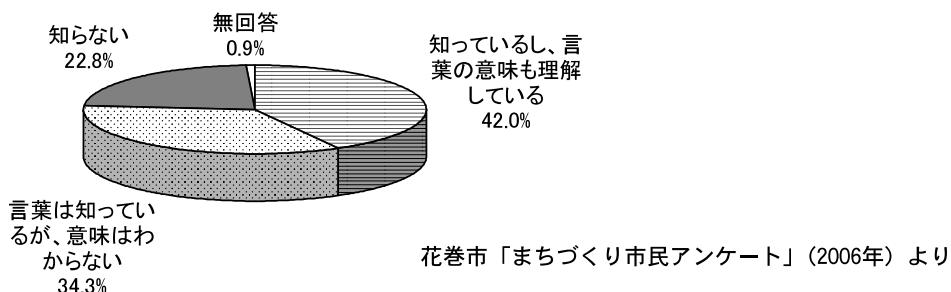


図2 あなたの身の回りでは、職場・学校での男女の平等が図られていると思いますか

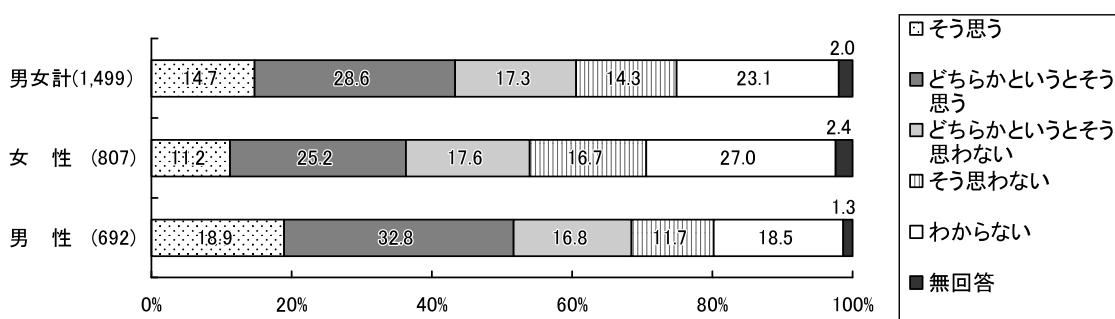
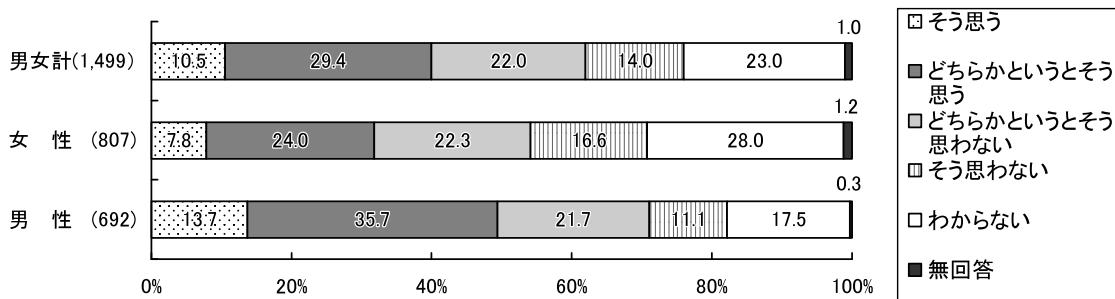


図3 あなたの身の回りでは、地域での男女の平等が図られていると思いますか



【施策の展開】

(1) 男女共同参画に関する啓発事業の推進

男女共同参画に関する市民の理解と関心を深めるため、積極的に啓発事業を行い、男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成を図ります。

- ① 市民フォーラムの開催と参加促進
- ② 男女共同参画に関する学習プログラムの開発と講座等の開催
- ③ 広報や情報紙による意識啓発

(2) 男女共同参画に関する情報の提供

情報メディアを活用して、男女共同参画を推進するための情報発信を行うとともに、国や県、他市町村、民間団体等における各種情報や資料等を幅広く収集し、市民への提供に努めます。

また、毎年、市が行った男女共同参画に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を公表します。

- ① 男女共同参画情報紙の発行
- ② 市ホームページへの男女共同参画に関する情報の掲載
- ③ 図書館・生涯学習施設等における資料の充実

(3) 市の情報メディアにおける男女平等理念への配慮

市が発行する文書や広報紙、配布物・掲示物等においては、性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを市民に浸透させるため、男女平等理念に配慮した内容や表現についての適正化を図ります。

- ① 用語の適正化マニュアルの作成
- ② 市民モニター制度・男女共同参画推進員の活用

2 子どもの男女平等・自立意識の育成

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女が互いの人権を認め、尊重し合い、精神的・経済的・生活的に自立することの必要性を自覚できるようにすること、固定的な性別概念にとらわれない意識を育むことが必要です。

学校においては、教育内容や指導方法、進路等について、性別にとらわれることなく、子どもの個性や能力が尊重されるよう十分に配慮する必要があります。

また、家庭においては、子どもの性別にかかわらず、家事や介護に関わる機会を増やすなど、男女とも家族的責任を果たすことの重要性を伝えるとともに、思いやり、支えあう気持ちを育むことが大切です。

これらの教育を通じて男女平等意識を養うことは、男女共同参画社会の基盤をつくることにつながります。

【施策の展開】

(1) 学校教育における男女平等・自立意識の育成

保育・教育の場で、子どもの発達段階に応じた男女平等・自立に向けた教育を推進します。

- ① 保育士・教員等に対する意識啓発
- ② 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進

(2) 家庭教育における男女平等・自立意識の育成

情報紙の発行や子育てに関する講座の開催を通じて、各家庭に男女共同参画意識の浸透を図ります。

- ① 保護者に対する意識啓発

3 男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの性と人権を尊重し合い、対等な関係を築くことが必要です。

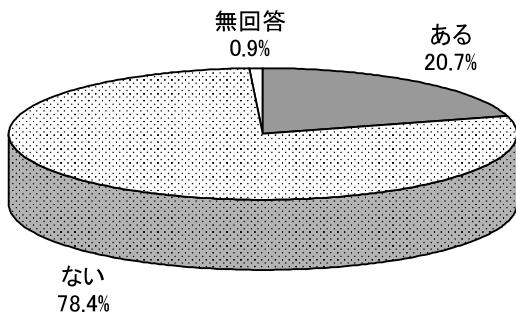
しかし現実には、家庭内暴力、性的虐待、売買春、セクシュアル・ハラスメントなど、女性の人間としての尊厳を損なう暴力が様々な形で存在しています。

2003年(平成15年)に旧花巻市が行った「男女共同参画に関する意識調査」では、「ドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがある」と答えた女性の割合が20.7%となっています。また「DVを受けた」と回答した女性のうち約60%の人が「誰にも相談しなかった」と答えています。

女性に対する暴力は、身体的・精神的な苦しみをもたらし、女性の基本的人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな問題であることを市民全体が認識することが必要です。

また、潜在化するといわれる女性に対する暴力の実態の把握と被害者に対する相談体制の整備が求められています。

図4 あなたは、これまでDVを受けたことがありますか (回答者 女性319名)



旧花巻市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2003年)

【施策の展開】

(1) 女性に対するあらゆる暴力を防止する意識の確立

女性に対する暴力を許さない社会づくりのための広報、啓発、環境浄化を積極的に推進します。

- ① 講演会・セミナーの開催による意識啓発
- ② 性犯罪防止環境の整備
- ③ 有害環境浄化の推進

(2) 女性に対するあらゆる暴力に関する相談体制の整備

人権擁護委員や民生児童委員等と協力し研修会を実施するなど相談員の資質向上を図るとともに、県（配偶者暴力相談支援センター等）や警察署等関係機関との連携を図り、相談体制の整備に努めます。

- ① 相談窓口の充実と周知
- ② 各種相談員に対する研修会の実施
- ③ 関係機関との連携強化